



うるま市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月22日

うるま市長職務代理者 うるま市副市長

足間 秀二

うるま市規則第 64 号

うるま市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

うるま市建築基準法施行細則（平成19年うるま市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「同条」を「省令第1条の3」に、「(30)項」を「(29)項」に改める。

第5条第1項第2号中「同条」を「省令第1条の3」に改める。

第10条第1項中「軽微な変更をしようとする場合は」の次に「、遅滞なく」を加える。

第13条第1項第5号を削る。

第20条中「第2項」を「第4項」に改める。

第25条中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

第27条及び第29条中「第13項」を「第15項」に改める。

様式第7号中「表(1)項～(5)項」を「表(1)項～(4)項」に改める。

様式第10号中「申請者」を「届出者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。